エ　営業所一覧表
オ　経営事項審査結果通知書（総合評定値通知書含む）の写し（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）
カ　納税証明書その３、又はその３の２、若しくはその３の３
キ　返信用封筒（送付先を明記し82円切手を貼付したもの）
ク　官公需適格組合証明書の写し（適格組合証明を受けている場合）

5　申請に関する照会先及び申請書類の郵送先
⑴　照会先　外務省大臣官房会計課管理室　電話03―3580―3311　内線5989
⑵　郵送先　〒100―8919 東京都千代田区霞が関２－２－１　外務省大臣官房会計課管理室
⑶　持参先　東京都千代田区霞が関２－２－１　外務省北庁舎１階東口玄関受付
受付時間：午後２時から午後４時まで

6　申請書等の作成に用いる言語等
⑴　申請書及び財務諸表は日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語により記載したものについては、日本語の訳文を付記し又は添付すること。
⑵　申請書及び添付書類のうち金額欄は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し記載することとする。

7　競争に参加することができない者
⑴　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
⑵　次の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年を経過していない者
①　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造等を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
⑥　全各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
⑦　申請書若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の資格決定に関する重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑶　各業種に必要な登録又は許可を得ていない者
⑷　建設工事においては建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けてない者

8　競争参加者の資格及び審査
⑴　競争に参加できる者の資格の審査は上記５において閲覧に供する付与数値表の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その数値の合計をもって行うものとする。
⑵　競争に参加できる者の資格は、上記⑴の付与数値の合計により下記の区分に基づいて各等級に格付けをする。

契約の種類	数値	等級
測量・建設コンサルタント等	145以上	：A
	85以上	145未満：B
	30以上	85未満：C
総合建設工事（土木一式工事・建築一式工事）	1,250以上	：A
	1,100以上	1,250未満：B
	850以上	1,100未満：C
	750以上	850未満：D
		750未満：E
総合建設工事以外の工事	900以上	：A
	700以上	900未満：B
		700未満：C

⑶　資格を有する者が競争に参加することができる場合は、原則として下記の区分に従い資格の等級に対応する予定価格を契約とする。

契約の種類	等級	予定価格
測量・建設コンサルタント等	A：	1,000万円以上
	B：	350万円以上 1,000万円未満
	C：	350万円未満
総合建設工事（土木一式工事・建築一式工事）	A：	45,000万円以上
	B：	22,000万円以上 45,000万円未満
	C：	7,000万円以上 22,000万円未満
	D：	1,500万円以上 7,000万円未満
	E：	1,500万円未満
総合建設工事以外の工事	A：	1,500万円以上
	B：	500万円以上 1,500万円未満
	C：	500万円未満

9　申請者への資格審査結果の通知
資格審査の結果は文書にて通知する。

10　競争参加資格の有効期間
資格を付与された日から平成29年３月31日までとする。なお、定期申請の受付期間に受理したものについて資格を付与される日は、原則平成27年４月１日とする。

11　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先
上記５の申請に関する照会先に同じ。

12　資格審査申請要領等提供先
外務省ホームページアドレス
http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/chotatsu/shikaku.html

競争参加者の資格に関する公示

美保㉖駐機場新設等土木その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成 26 年 12 月 12 日

支出負担行為担当官
中国四国防衛局長　芹澤　　清

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34

1　工事名　美保㉖駐機場新設等土木その他工事

2　工事場所　鳥取県境港市（航空自衛隊美保基地内）

3　工事概要
【土木工事】
・駐機場新設
上記施設に係るコンクリート舗装工事　約50,000㎡、雨水排水工事　約400m、既設コンクリート舗装撤去工事　約40,000㎡
【設備工事】
・駐機場新設
上記施設に係る構内配電線路（仮設）一式（約150m）、埋設地線　一式（約700m）、構内通信線路　一式（約150m）

4　工期　平成29年３月15日まで。

5　競争参加資格審査申請書の交付
⑴　交付期間　平成26年12月12日から平成27年２月26日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
⑵　交付場所　〒730―0012 広島県広島市中区上八丁堀６―30　中国四国防衛局総務部契約課　電話082―223―7233（内線554）
⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6　申請書の提出
⑴　提出期間　平成26年12月12日から平成27年１月８日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。平成27年１月８日は正午まで。
⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。
⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成25・26年度資格審査申請の際に提出したものの写し
イ　共同企業体協定書の写し
ウ　下記７⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成26年12月12日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第８と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）